

事業概要

令和8年度版
(令和7年度実績)



札幌市障がい者更生相談所

目 次

I 組織・施設

1	所在地	1
2	機構	1
3	職員構成	1
4	施設平面図	2

II 身体障害者更生相談所部門

1	役割	3
2	沿革	3
3	業務内容	3
4	年度別・区別事業実績	4
5	事業別実績	
【1】	補装具費支給判定	5
【2】	自立支援医療(更生医療)支給判定	10
【3】	身体障害者手帳の審査事務	11
【4】	身体障害者在宅訪問診査・指導	13
【5】	普及・啓発事業	14
【6】	身体障害者相談員	15
【7】	身体障害者福祉センターの指定管理業務	17
6	資料	
【1】	身体障害者手帳所持者数(部位別・等級別)	19
【2】	身体障害者手帳所持者数(部位別・区別)	21
【3】	補装具費支給状況	23

III 知的障害者更生相談所部門

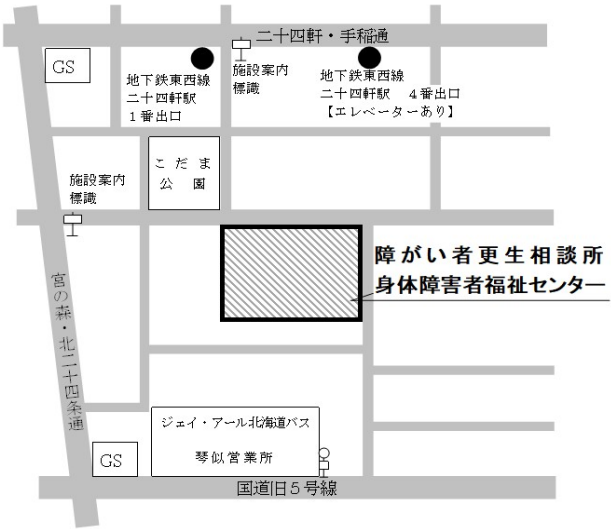
1	役割	25
2	沿革	25
3	業務内容	25
4	判定基準・程度区分	26
5	研修、情報提供等	27
6	グリーンクラブ	27
7	業務統計	
【1】	相談・判定内容別取扱件数	28
【2】	心理検査実施状況件数	31
【3】	電話及び直接相談件数	31
【4】	合併障害状況等	32
【5】	生活状況	34
【6】	知的障害者相談員	35
8	資料	
【1】	各区別の療育手帳所持者数	36
【2】	療育手帳所持者数の推移	36

I 組織・施設

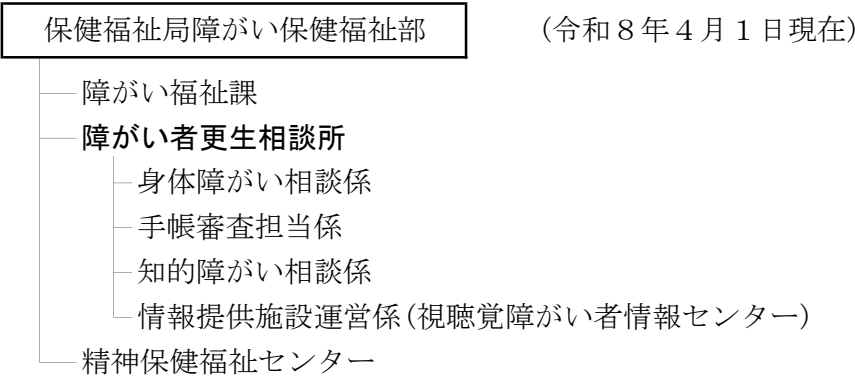
1 所在地

〒063-0802
札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号 身体障害者福祉センター3F
➤地下鉄東西線二十四軒駅1番出口から徒歩約2分（4番出口にエレベーターあり）
➤ジェイ・アール北海道バス「琴似営業所前」下車 徒歩5分

施設周辺図



2 機構



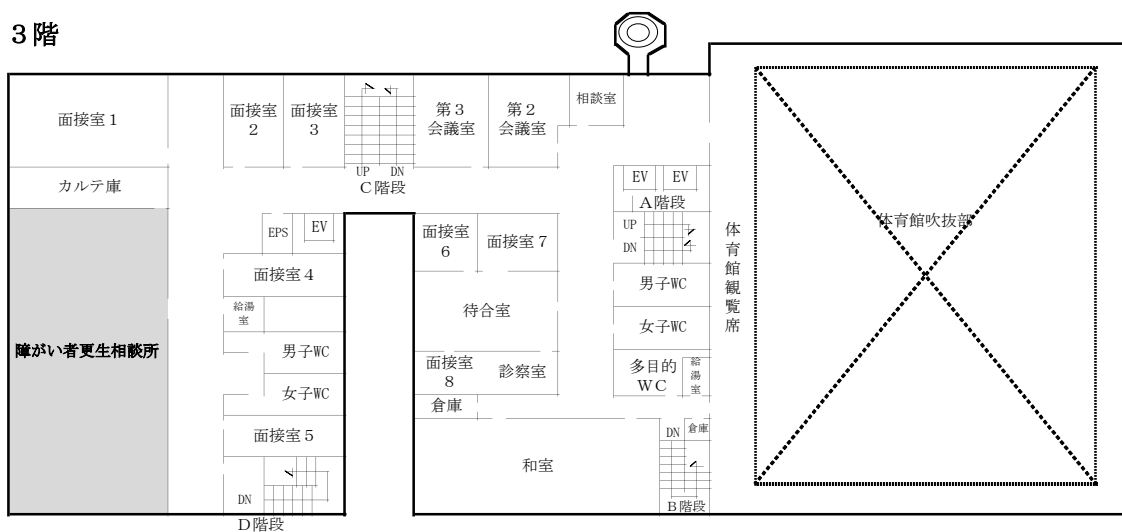
3 職員構成

(令和8年5月1日現在)

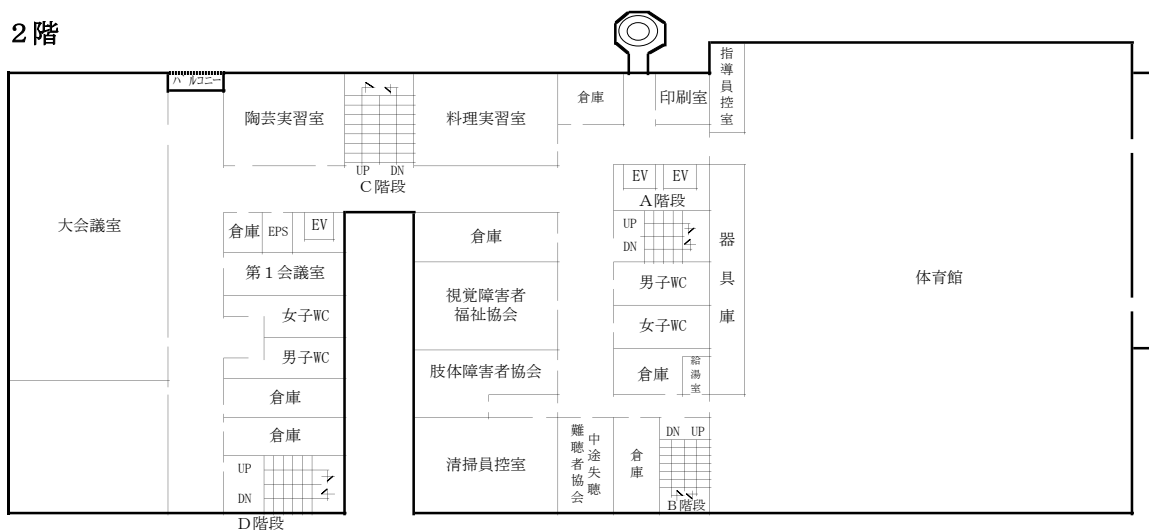
	職 名	人 員	備 考
職員	所長（事務職）	1	
	身体障がい相談係		
	係長（事務職）	1	身体障がい相談係長【身体障害者福祉司】
	事務職員	6	事務員(6)【うち、身体障害者福祉司4】
	技術職員	4	保健師(1)、理学療法士(3)【うち、身体障害者福祉司4】
	会計年度任用職員	4	作業療法士(1)、言語聴覚士(1)、事務員(2)
	小 計	15	
	手帳審査担当係		
	係長（事務職）	1	手帳審査担当係長【身体障害者福祉司】
	知的障がい相談係		
	係長（事務職）	1	知的障がい相談係長【知的障害者福祉司】
	ケースワーカー	3	知的障害者福祉司(3)
	会計年度任用職員	2	心理判定員(2)
	小 計	6	
嘱託	医師	18	眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、歯科口腔外科(1)、整形外科(4)、内科(8)、知的障がい判定医(3)
合 計		41	

4 施設平面図

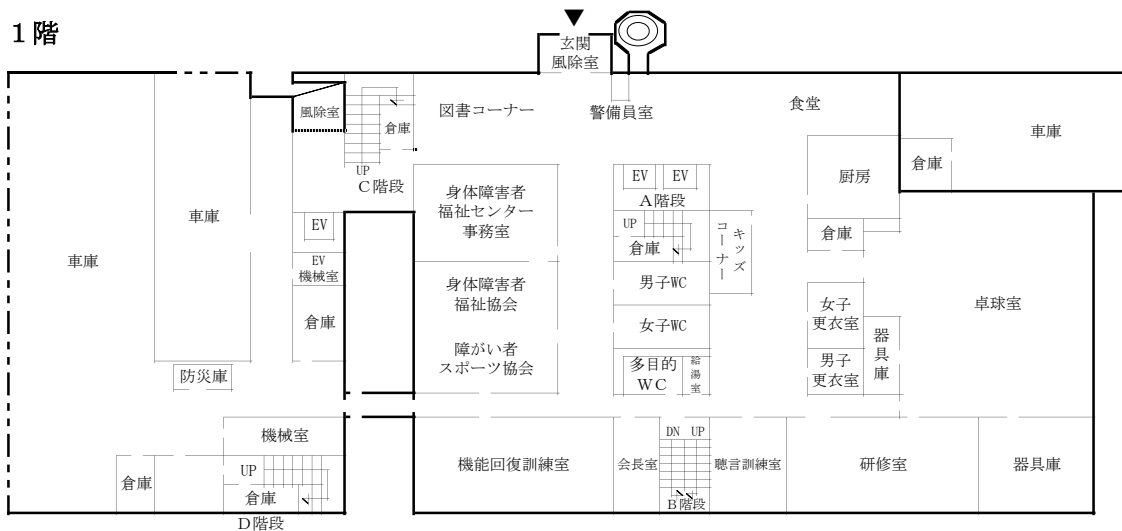
3 階



2 階



1 階



Ⅱ 身体障害者更生相談所部門

1 役割

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置された専門機関で、身体障がい者に対する更生援護の中核を担っており、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び身体障害者福祉司等が専門的な知識や技術が必要とされる相談支援や判定業務を行っている。

2 沿革

- 昭和 47 年 7 月 1 日 政令指定都市（昭和47年4月1日）移行に伴い開設（白石区菊水南町5丁目）
- 48 年 1 月 22 日 手話通訳者養成事業（講習会）を開始
- 49 年 4 月 1 日 専従手話通訳者を配置し、手話通訳者派遣事業を開始
- 50 年 7 月 1 日 札幌市地方心身障害者対策協議会事務局を設置
- 53 年 8 月 1 日 身体障害者福祉センター（A棟）の開館に伴い移転（西区二十四軒2条6丁目）
- 58 年 4 月 1 日 手話通訳者養成事業・手話通訳者派遣事業を障害福祉課に移管
- 61 年 4 月 1 日 機構改編により身体障害者福祉センターと身体障害者更生相談所が統合（身体障害者更生相談所の名称は引き続き使用）
- 62 年 4 月 1 日 身体障害者福祉センター（B棟）を増築
- 平成 2 年 4 月 1 日 札幌市地方心身障害者対策協議会事務局を障害福祉課に移管
- 5 年 10 月 15 日 身体障害者福祉センターに福祉用具展示コーナーを設置
- 8 年 4 月 1 日 身体障害者相談員事業を障害福祉課から移管
- 14 年 4 月 1 日 「訪問生活動作指導事業」及び「機能訓練（A型）事業」を高齡福祉課から移管（訪問生活動作指導事業は令和4年3月31日をもって廃止）
- 18 年 4 月 1 日 機能訓練事業（65歳以上）を運動能力向上トレーニング事業に転換
- 20 年 4 月 1 日 身体障害者福祉センターに指定管理者制度を導入
- 20 年 9 月 10 日 札幌市地域リハビリテーション推進協議会を設置（令和2年4月1日廃止）
- 23 年 4 月 1 日 機能訓練事業（40～64歳）を廃止
- 23 年 4 月 1 日 運動能力向上トレーニング事業を介護保険課へ移管
- 令和 2 年 4 月 ～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館【令和2年6月30日まで】（休館に伴い、貸館利用者数及び判定来所者数が減少）
- 2 年 12 月 31 日 福祉用具展示コーナーを閉鎖
- 4 年 4 月 1 日 札幌市知的障害者更生相談所（まあち）と統合し、札幌市障がい者更生相談所に改称
- 4 年 5 月 2 日 身体障害者手帳審査業務を開始（各区で行っていた身体障害者手帳審査業務を集約化）

3 業務内容

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 判定業務 | (3) 身体障害者在宅訪問診査・指導事業 |
| ア 補装具費支給判定 | (4) 各種研修 |
| イ 自立支援医療（更生医療）支給判定 | (5) 身体障害者相談員事業 |
| (2) 身体障害者手帳の審査事務 | (6) 身体障害者福祉センターの指定管理事務 |
| ア 身体障害者手帳の審査 | |
| イ 障害程度審査委員会 | |

4 年度別・区別事業実績

(1) 年度別実績

(単位：件)

業 務		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
補装具費支給判定		1, 123	1, 244	1, 258	1, 434	1, 205
自立支援医療(更生医療)支給判定		1, 541	1, 545	1, 570	1, 443	1, 383
身体障害者手帳審査【※1】		—	7, 529	8, 121	8, 304	8, 301
障害程度審査委員会【※2】		457	219	235	287	318
身体障害者在宅訪問診査・指導		0	1	1	1	0
訪問生活動作指導【※3】		10	—	—	—	—
訪問指導【※4】		0	1	0	0	0
専門職派遣	研修会等	0	1	1	0	0
	施設等実地指導	0	16	13	16	12

【※1】身体障害者手帳審査業務は令和4年5月開始

【※2】令和4年度より障害の審査会にかかる要件の一部変更に伴い、審査件数が減少

【※3】訪問生活動作指導は令和4年3月31日をもって廃止

【※4】訪問指導は令和8年3月31日をもって廃止

(2) 区別実績

(単位：件)

業 務	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
補装具費支給判定	113	144	157	154	116	111	76	91	161	82	1, 205
自立支援医療(更生医療)支給判定	221	205	224	132	65	148	59	110	155	64	1, 383
身体障害者手帳審査	969	1, 217	1, 173	821	559	867	455	642	978	620	8, 301
障害程度審査委員会	38	39	54	32	18	33	18	35	32	19	318
身体障害者在宅訪問診査・指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 年度別電話・FAXによる相談件数

(単位：件)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
補装具費関係	1, 761	2, 923	3, 317	2, 781	2, 151
児童の補装具関係	680	861	892	805	609
自立支援医療(更生医療)関係	593	500	421	305	316
障害程度審査委員会関係	2, 648	672	390	426	159
合 計	5, 682	4, 956	5, 020	4, 317	3, 235

5 事業別実績

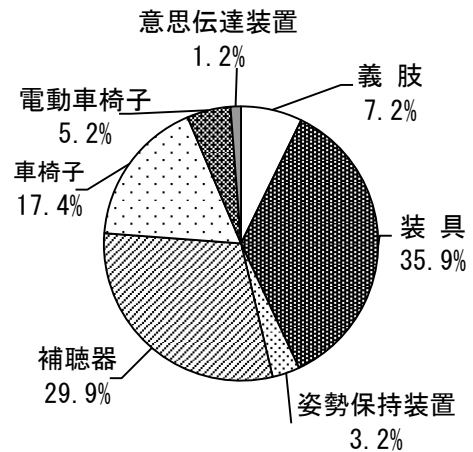
【1】補装具費支給判定

各区保健福祉部からの依頼に基づき、補装具費支給に係る医学的判定を来所判定又は書類判定により行っている。

1 判定状況

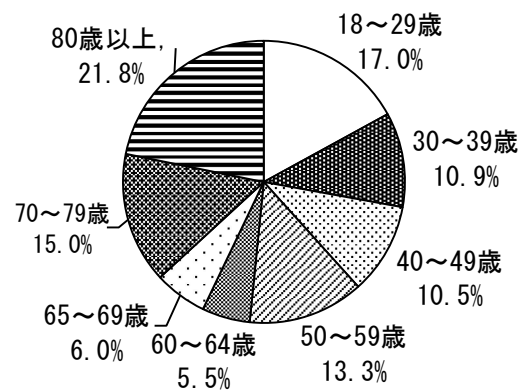
(1) 種目別・判定方法別件数

判定方法 種目	来 所	書 類	合 計
義 肢	87	0	87
装 具	3	429	432
姿勢保持装置	4	35	39
補聴器	0	360	360
車椅子	5	205	210
電動車椅子	37	25	62
意思伝達装置	0	15	15
合 計	136	1,069	1,205



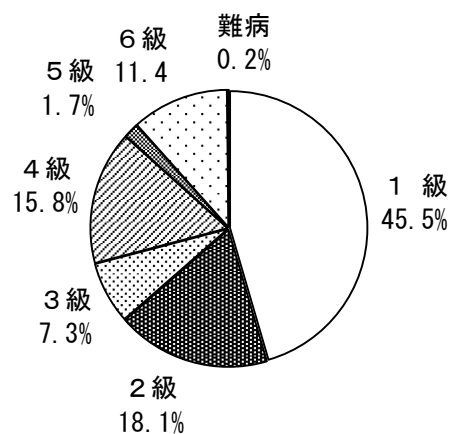
(2) 年齢別内訳

年 代	件 数
18～29歳	205
30～39歳	131
40～49歳	126
50～59歳	160
60～64歳	66
65～69歳	73
70～79歳	181
80歳以上	263
合 計	1,205



(3) 等級別内訳

等 級	件 数
1 級	548
2 級	218
3 級	88
4 級	190
5 級	21
6 級	138
難病	2
合 計	1,205



(4) 判定方法別年度推移

(単位：件)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
来 所	133	154	177	208	136
書 類	990	1,090	1,081	1,226	1,069
合 計	1,123	1,244	1,258	1,434	1,205

(5) 種目別年度推移

(単位：件)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
義 肢	87	83	95	99	87
装 具	410	482	467	561	432
姿勢保持装置	19	12	19	29	39
眼 鏡	0	0	0	0	0
補聴器	310	377	340	370	360
車椅子	212	197	249	286	210
電動車椅子	70	79	78	74	62
歩行器	3	1	1	0	0
歩行補助つえ	1	1	1	0	0
意思伝達装置	11	12	8	15	15
合 計	2,367	1,244	1,258	1,434	1,205

(6) 区別年度推移

(単位：件)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
中 央	114	127	131	157	113
北	184	184	178	238	144
東	153	142	210	174	157
白 石	132	140	137	159	154
厚 別	93	115	109	110	116
豊 平	90	126	113	127	111
清 田	74	74	76	74	76
南	78	83	79	117	91
西	129	144	134	166	161
手 稲	76	109	91	112	82
合 計	1,123	1,244	1,258	1,434	1,205

2 補装具別判定件数内訳

(単位：件)

区 分			名 称	年 齢						否 判 定	合 計		
				18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳			70 ～ 79 歳	80 歳 以 上
義 肢	義 手	(殻)前腕義手	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
		(骨)肩義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小 計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	義 足	(殻)下腿義足	0	1	0	0	0	1	3	2	0	7	
		(殻)足根中足義足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(骨)股義足	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	
		(骨)大腿義足	2	2	1	8	1	2	10	3	0	29	
		(骨)膝義足	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	
		(骨)下腿義足	2	0	2	15	2	6	12	6	0	45	
		小 計	4	3	5	25	3	10	25	11	0	86	
	合 計		4	3	5	25	3	10	26	11	0	87	
装 具	下 肢 装 具	股装具	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		長下肢装具	2	1	2	3	1	0	1	0	0	10	
		膝装具	4	0	2	3	0	4	0	2	1	16	
		短下肢装具	25	22	23	29	21	25	46	18	1	210	
		足底装具	20	3	0	3	6	1	0	0	0	33	
		小 計	52	26	27	38	28	30	47	20	2	270	
	靴型装具		59	25	13	12	0	2	7	0	0	118	
	体 幹 装 具	頸椎装具	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
		胸椎装具	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	
		側彎症装具	13	0	2	0	0	0	0	0	0	15	
		小 計	15	1	3	1	0	0	0	0	0	20	
	上 肢 装 具	肩装具	0	0	1	1	0	0	2	1	0	5	
		肘装具	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		手関節背屈保持装具	4	1	2	0	2	2	0	0	0	11	
		長対立装具	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		短対立装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		把持装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		MP 屈曲補助装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		B F O	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	
	小 計		8	1	5	2	2	2	2	2	0	24	
	合 計		134	53	48	53	30	34	56	22	2	432	
補 聴 器	高度 難聴用	ポケット型・イヤモールド	0	0	0	0	0	0	2	3	0	5	
		耳かけ型	1	0	0	1	1	3	4	34	0	44	
		耳かけ型・イヤモールド	2	2	5	8	7	5	51	166	1	247	
		小 計	3	2	5	9	8	8	57	203	1	296	
	重度 難聴用	耳かけ型	0	0	0	2	1	1	2	7	1	14	
		耳かけ型・イヤモールド	6	2	5	3	1	4	7	13	2	43	
		小 計	6	2	5	5	2	5	9	20	3	57	
	耳あな型	オーダーメイド	0	2	2	2	0	0	0	0	0	6	
	骨導型	ポケット型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特例補聴器		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
合 計		9	6	12	16	10	13	66	223	5	360		

(単位：件)

区 分	名 称		年 齢								否 判 定	合 計
			18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	80 歳 以 上		
姿勢保持装置		姿勢保持装置	11	11	1	1	0	1	0	0	0	25
		姿勢保持装置・車椅子付	2	3	0	1	0	0	1	0	0	7
		特例座位保持装置	1	3	3	0	0	0	0	0	0	7
		合 計	14	17	4	2	0	1	1	0	0	39
車 椅 子 ※	普通型	オーダーメイド	9	16	11	19	11	5	7	0	1	79
	片手駆動型	オーダーメイド	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	自走用	オーダーメイド	2	1	7	1	0	2	3	0	0	16
		モジュラー	3	7	4	9	0	2	3	1	0	29
	リクライニング式普通型	オーダーメイド	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	自走用リクライニング 普通型	オーダーメイド	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	ティルト式普通型	オーダーメイド	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	自走用ティルト	オーダーメイド	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
		モジュラー	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	ティルト式手押し型	オーダーメイド	2	1	2	2	0	0	0	0	0	7
	介助用ティルト	オーダーメイド	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
		モジュラー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	リクライニング・ ティルト式手押し型	オーダーメイド	5	3	3	6	1	1	2	0	0	21
	介助用リクライニング・ ティルト	オーダーメイド	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
		モジュラー	5	4	4	0	0	0	2	0	0	15
	自走リフト式	モジュラー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	手押し型	オーダーメイド	0	2	4	3	1	0	0	0	0	10
		レディメイド	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	介助用	オーダーメイド	0	1	2	1	0	0	0	0	0	4
		モジュラー	0	1	1	1	0	0	1	0	0	4
	リクライニング式手押し型	オーダーメイド	2	0	0	2	0	0	0	0	0	4
	特例車椅子		2	2	0	2	0	0	1	0	0	7
			合 計	33	39	40	48	15	10	21	3	1
電 動 車 椅 子	普通型	6.0km/h	0	2	0	3	0	2	0	2	0	9
	簡易型・切替式		5	8	10	6	5	2	4	0	0	40
	電動ティルト式普通型		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	電動リクライニング式普通型		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニング・ティルト式普通型		0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	特例電動車椅子		4	3	2	1	0	0	0	0	0	10
			合 計	9	13	13	12	5	4	4	2	0
歩行器		特例歩行器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ		特例歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置			1	0	3	3	1	1	4	1	1	15

※令和7年度途中から車椅子の名称が変更されたため新名称と旧名称の両方を記載している。

<「否」判定理由>

【装具】

>複数支給要件に該当しないため。

【補聴器】

>両耳支給要件に該当しないため。

>聴力の数値が重度難聴ではないため。

>常用性が認められないため。

【車椅子】

>手帳障害名が支給要件に該当しないため。

【重度障害者用意思伝達装置】

>音声言語によるコミュニケーションが可能であるため。

3 難病患者等に係る判定状況

平成25年4月から、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が追加され、補装具費支給が開始となった。難病患者等の個々の身体状況や日内変動等の状況を勘案し、補装具費支給の可否を判定している。

障害者総合支援法の対象となる難病の範囲は適宜見直され、令和8年4月現在、376疾病が対象となっている。

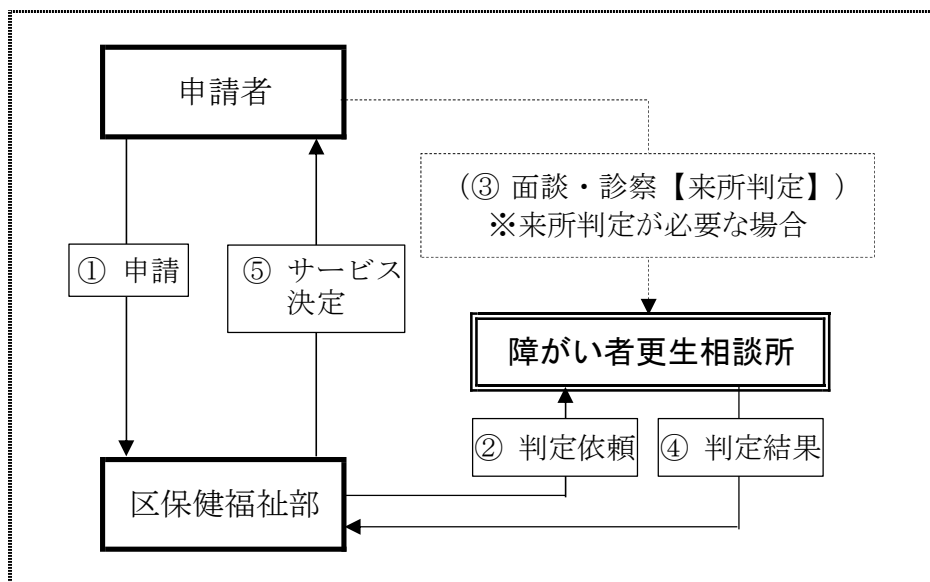
(1) 補装具判定件数 (単位：件)

判定方法 種目	来 所	書 類	合 計
装具	0	1	1
意思伝達装置	0	2	2
合 計	0	3	3

(2) 難病別内訳 (単位：件)

病 名	合 計
筋萎縮性側索硬化症	1
その他	2
合 計	3

4 補装具判定の流れ



【2】自立支援医療(更生医療)支給判定

医療の対象となる障がいの種類、具体的な治療方針、入院又は通院等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障がいの程度について医学的判定を行うとともに支給に要する費用の概算額の算定を行っている。

なお、2週間以内の有効期間の延長(ただし1回限り)については、障がい者更生相談所の判定を省略し、区で支給決定することができる。

また、じん臓機能障害における人工透析療法、腎臓移植及び肝臓移植後の抗免疫療法(検査入院を含む。)、免疫機能障害における抗ウイルス療法については、以下の内容について判定を省略し、区で支給決定することができる。

➤有効期間の終了後、1年以内かつ医療内容に変更のない場合

1 判定状況

(1) 治療内容別判定件数(令和7年度実績)

(単位：件、割合は%)

障害区分	治療内容	件数	割合
そしゃく機能障害	歯科矯正	5	0.4
	その他	1	
	小計	6	
肢体不自由	人工関節置換術(股)	60	5.5
	人工関節置換術(膝)	15	
	人工関節置換術(他)	1	
	人工関節再置換術(股)	0	
	小計	76	
じん臓機能障害	血液透析	559	90.6
	腹膜透析	59	
	透析導入	219	
	検査入院	63	
	抗免疫療法	61	
	腎移植術	54	
	シャント設置	174	
	カテーテル留置	34	
	その他【※】	30	
	小計	1,253	

障害区分	治療内容	件数	割合
免疫機能障害	抗ウイルス療法	39	2.9
	その他	1	
	小計	40	
肝臓機能障害	抗免疫療法	5	0.6
	その他	3	
	小計	8	
合 計		1,383	100.0

【※否判定1件】

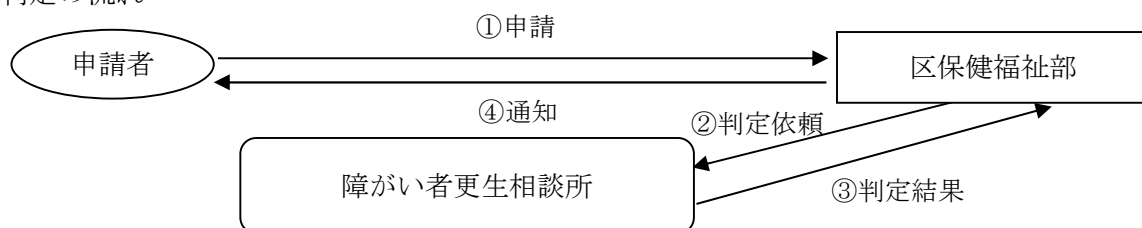
理由：安静・食事療法・内服調整は更生医療に該当しないため。

(2) 障害区分別判定件数の年度推移

(単位：件)

障害区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚障害	2	0	0	0	0
そしゃく機能障害	3	4	2	5	6
音声・言語機能障害	0	2	5	0	0
肢体不自由	115	102	101	92	76
心臓機能障害	6	3	3	0	0
じん臓機能障害	1,370	1,401	1,423	1,297	1,253
小腸機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害	31	30	31	39	40
肝臓機能障害	14	3	5	10	8
合 計	1,541	1,545	1,570	1,443	1,383

2 判定の流れ



【3】身体障害者手帳の審査事務

令和4年5月から、各区で行っていた身体障害者手帳審査事務を障がい者更生相談所に集約した。

各区で受け付けた身体障害者診断書・意見書(以下「意見書」という。)が障がい者更生相談所に送付され、その意見書等を基に、身体障害者手帳の審査を行っている。送付された意見書等に疑義がある場合は、意見書等を作成した指定医に対して疑義照会を行っている。

また、障害程度等級の認定について、意見書等のみで決定できないケースで、医学的判定を必要とする場合は、障害程度審査会を経て判定している。

1 身体障害者手帳の審査

(1) 年間審査件数

(単位：件)

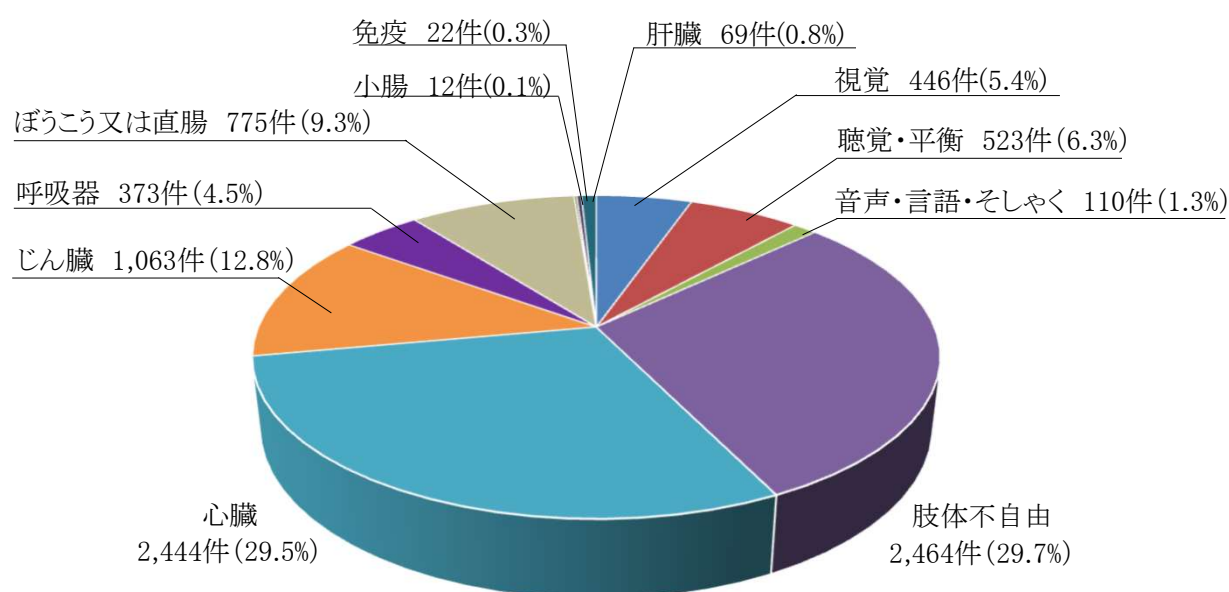
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
審査件数	8,121	8,304	8,301

(2) 障害区分別審査件数

(単位：件)

障害区分	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
視覚障害	63	50	71	51	33	45	22	36	41	34	446
聴覚障害・ 平衡機能障害	54	87	70	68	36	59	15	30	63	41	523
音声・言語・ そしゃく機能障害	10	8	15	12	6	10	6	5	25	13	110
肢体不自由	305	346	370	232	166	236	146	169	298	196	2,464
心臓機能障害	251	366	336	228	171	273	131	224	282	182	2,444
じん臓機能障害	154	155	153	98	62	100	62	84	129	66	1,063
呼吸器機能障害	36	61	56	31	24	45	25	34	40	21	373
ぼうこう又は 直腸機能障害	74	132	93	87	53	89	40	56	88	63	775
小腸機能障害	2	3	3	0	0	0	2	1	1	0	12
免疫機能障害	10	4	1	0	2	2	0	1	2	0	22
肝臓機能障害	10	5	5	14	6	8	6	2	9	4	69
合 計	969	1,217	1,173	821	559	867	455	642	978	620	8,301

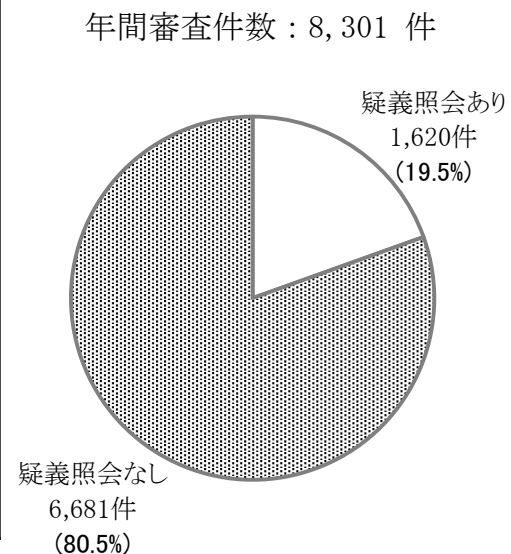
障害区分別審査件数及び割合



(3) 障害区分別疑義照会件数及び割合

障害区分	審査件数	疑義照会件数	割合
視覚障害	446	79	17.7%
聴覚障害・ 平衡機能障害	523	195	37.3%
音声・言語・ そしゃく機能障害	110	53	48.2%
肢体不自由	2,464	733	29.7%
心臓機能障害	2,444	148	6.1%
じん臓機能障害	1,063	76	7.1%
呼吸器機能障害	373	171	45.8%
ぼうこう又は 直腸機能障害	775	124	16.0%
小腸機能障害	12	6	50.0%
免疫機能障害	22	2	9.1%
肝臓機能障害	69	33	47.8%
合 計	8,301	1,620	19.5%

審査件数に占める疑義照会件数の割合



2 障害程度審査委員会

身体障害者手帳審査事務を行うにあたり、診断書等の記載内容と障害程度等級に係る意見が著しく相違しているときなど、障害程度等級の認定について医学的判断を必要とする場合は、障害程度審査委員会を開催している。

(1) 審査状況(令和7年度実績)

(単位：件)

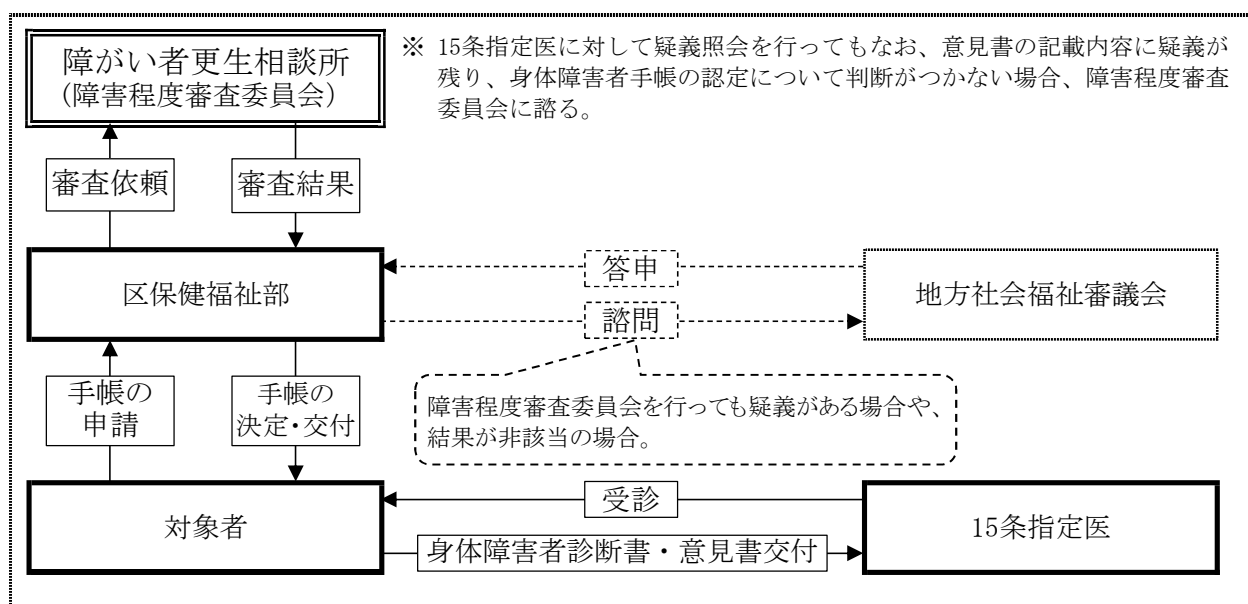
障害区分	審査 件数	15条指定医意見								審査委員会結果				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	非 該 当	見 指 に 定 該 医 当 意	に 下 該 位 等 級	に 上 該 位 等 級	非 該 当	
視覚障害	1	0	1	0	0	0	0		0	1	0	0	0	
聴覚障害・ 平衡機能障害	8		1	0	3	0	2		2	1	2	0	5	
音声・言語・ そしゃく機能障害	14			5	8				1	2	3	0	9	
肢体不自由	87	11	17	11	14	3	7	23	1	45	29	0	13	
心臓機能障害	17	4		3	4				6	7	1	0	9	
じん臓機能障害	82	62		16	1				3	54	23	1	4	
呼吸器機能障害	93	24		36	33				0	68	6	18	1	
ぼうこう又は 直腸機能障害	9	1		0	5				3	1	0	0	8	
小腸機能障害	1	1		0	0				0	0	1	0	0	
免疫機能障害	1	0	0	0	1				0	1	0	0	0	
肝臓機能障害	5	0	1	1	1				2	0	1	0	4	
合 計	318	103	20	72	70	3	9	23	18	180	66	19	53	

(2) 審査件数年度推移(障害別)

(単位：件)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
視覚障害	0	0	0	1	1
聴覚障害・平衡機能障害	3	1	8	5	8
音声・言語・そしゃく	0	3	1	4	14
肢体不自由	14	29	54	73	87
心臓機能障害	6	11	11	14	17
じん臓機能障害	363	100	72	70	82
呼吸器機能障害	65	68	76	103	93
ぼうこう又は直腸機能障害	4	4	5	5	9
小腸機能障害	1	1	5	5	1
免疫機能障害	0	0	0	2	1
肝臓機能障害	1	2	3	5	5
合 計	457	219	235	287	318

3 障害程度審査の流れ



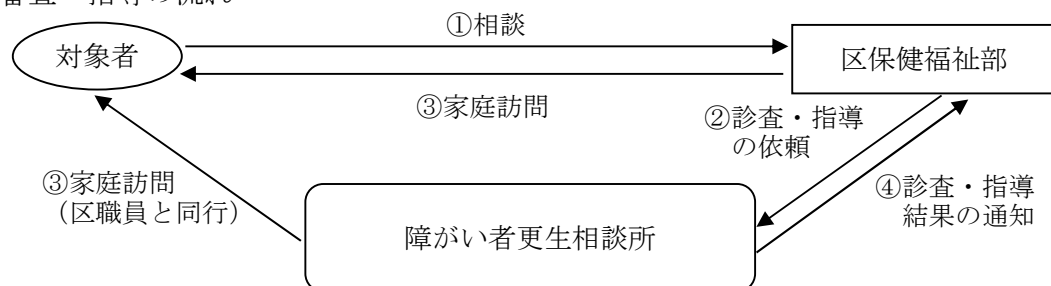
【4】身体障害者在宅訪問診査・指導

保健師、理学療法士、作業療法士及び身体障害者福祉司等が家庭を訪問して身体機能・障がい状況・生活環境等を確認し、補装具の使用など各種制度の活用方法に関する指導や助言を行っている。

1 実施状況

(1) 令和7年度実績
0件

(2) 審査・指導の流れ



【5】普及・啓発事業

1 身体障がい者福祉担当職員研修

身体障がい者福祉関連業務の円滑化のために、各区保健福祉課職員を対象に、身体障害者手帳事務や補装具費支給事務に係る研修を実施している。

研修名	実施区	実施年月日	参加人数	テーマ
身体障がい者福祉業務新任職員研修	—	令和7年5月28日	46名	>身体障害者手帳認定事務について >肢体不自由に係る事務のポイント >補装具費の支給について・補装具の見学 >内部障害に係る事務のポイント >自立支援医療に係る事務のポイント
身体障がい者福祉業務応用研修	—	令和7年8月27日	28名	>義肢、装具の支給事務のポイント >車椅子、電動車椅子の支給事務のポイント >聴覚の基本と補聴器の支給事務のポイント >視覚の基本と眼鏡の支給事務のポイント >補装具の見学 >じん臓更生医療の支給事務のポイント
身体障がい者福祉業務課題別研修	—	令和7年10月22日	11名	>身体障害者手帳の審査事務について >補聴援助システム・意思伝達装置等について



研修会の様子

2 関係機関への専門職の派遣

(1) 介護老人保健施設指導監査

実施 12施設

3 福祉用具の普及・啓発

(1) 補装具、福祉用具に関する個別相談への対応

身体に障がいのある人が用いる補装具や福祉用具について、電話、来所、インターネット（メール）により寄せられた相談等に応じ、普及に努めている。

（令和7年度実績）

個別相談（電話及び来所相談） 195名

(2) 福祉用具等説明会の開催

当所に来所した見学者や授業の一環で来所した学生に対し、福祉用具の説明及び使用体験等を実施している。

（令和7年度実績）

令和7年11月5日 北海道大学大学院医学研究院 5名

【6】身体障害者相談員

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うとともに、地域活動への参加の促進、関係機関への協力等、身体障がい者の福祉の増進に関する業務を行う身体障害者相談員を、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会及び一般財団法人北海道難病連の協力を得て各区に推薦している。（令和7年度末の相談員数は40人）

1 活動状況

(1) 障がい別配置状況

(単位：人)

障がい区分	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
人 数	11	8	1	22	4	46

※障害が複数ある相談員がいるため、障がい区分の合計は、相談員数と一致しない。

(2) 区別配置状況

(単位：人)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
総 数	3	5	7	4	4	5	2	4	3	3	40

(3) 区別相談指導及び連絡調整件数

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
総 数	3	177	24	8	22	34	2	9	14	4	297
区別割合	1.0	59.6	8.1	2.7	7.4	11.4	0.7	3.0	4.7	1.4	100.0
1人当たり	1.0	35.4	3.4	2.0	5.5	6.8	1.0	2.3	4.7	1.3	7.4

<区別相談指導件数の内訳>

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
手帳交付	0	2	4	0	1	4	0	1	1	0	13	9.2
施設活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
教 育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
就 職	0	12	0	1	1	0	0	0	1	0	15	10.6
住 宅	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	8	5.7
資金貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
年 金	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.7
医 療	0	5	2	0	1	1	0	0	1	0	10	7.1
日常生活用具 補装具	0	7	7	2	2	1	0	0	0	0	19	13.5
生 活	0	58	0	1	4	0	0	0	0	0	63	44.7
家族関係	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	4	2.8
その他	0	0	2	0	0	5	0	0	1	0	8	5.7
合計	0	92	15	5	10	12	1	2	4	0	141	100.0
区別割合	0.0	65.3	10.6	3.6	7.1	8.5	0.7	1.4	2.8	0.0	100.0	—
1人当たり	0.0	18.4	2.1	1.3	2.5	2.4	0.5	0.5	1.3	0.0	3.5	—

＜区別連絡調整件数の内訳＞

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
相談・指導・調査のための訪問	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
区保健福祉部との連携	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.3
区民生委員との連絡	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	5	3.2
他の相談員との連絡	0	27	0	0	0	1	0	0	0	0	28	17.9
諸会合・行事への参加	2	55	6	3	11	21	1	7	8	4	118	75.7
その他報告活動等	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.3
合計	3	85	9	3	12	22	1	7	10	4	156	100.0
区別割合	1.9	54.5	5.8	1.9	7.7	14.1	0.6	4.5	6.4	2.6	100.0	—
1人当たり	1.0	17.0	1.3	0.8	3.0	4.4	0.5	1.8	3.3	1.3	3.9	—

2 相談及び調整件数年度推移

(単位：件)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談指導内容	300	273	185	174	141
連絡調整内容	100	107	119	163	156
合 計	400	380	304	337	297

3 研修会実施状況

市内の身体障害者相談員を対象に、活動に必要な知識の習得や制度の理解を目的とした研修会を毎年開催している。令和7年度は「東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会」が仙台市で開催され、例年の研修会と兼ねて実施した。



令和7年度「東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会」の様子

【7】 身体障害者福祉センターの指定管理業務

1 身体障害者福祉センターの概要

市内に居住する身体障がい者の自立や社会参加を支援し、生活の安定と福祉の増進を図るため、各種教室等を実施している。

指定管理者：公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号

T E L 011-641-8850

F A X 011-641-8966

ホームページ <http://www.sapporoshinsyo.jp/>

利用資格 札幌市在住の18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

利用時間 午前8時45分から午後9時まで

(日曜日及び祝日法に規定する休日は午前9時から午後6時まで)

休 館 日 毎月第2・第4水曜日、12月29日から翌年1月3日まで

2 主な委託事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2～3年度は各種教室の実施回数や参加人数の減少、並びに貸室、福祉バスの稼働率が低い状況が続いたが、令和4年度以降、コロナ禍に伴う各種行動制限の緩和や新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴い、各種教室等の実施回数及び参加人数が回復傾向にある。

(1) 各種文化・スポーツ教室

障がいの種別に合わせて、生け花、手芸、水泳、卓球等の教室を開催している。

区分・教室名		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
文 化	囲碁	4	34	37	276	12	46	41	295	42	294
	民謡	0	0	42	238	43	250	37	181	37	155
	短歌	2	9	12	39	12	51	12	62	12	68
	生け花	2	7	22	67	15	43	15	34	13	29
	ペン習字	4	38	21	179	22	155	22	124	22	116
	陶芸	5	9	48	97	41	70	23	44	0	0
	カラオケ	0	0	11	48	12	66	12	97	12	102
	英会話	5	32	36	181	35	227	35	249	36	146
	絵画	3	23	23	130	24	112	24	126	23	135
	手芸	7	36	32	139	29	100	33	108	31	95
	料理	0	0	14	91	16	136	16	122	17	150
	茶道	4	12	24	69	23	65	24	101	23	77
	手話	10	221	44	805	42	591	45	538	46	595
	トータルコミュニケーション	0	0	1	21	5	122	5	139	4	95
	健康づくり	0	0	4	12	1	3	0	0	0	0
合 計		46	421	371	2,392	332	2,037	344	2,220	318	2,057
ス ポ ー ツ	卓球	4	29	24	235	24	256	24	234	24	225
	水泳	32	129	45	253	47	277	45	260	42	265
	アーチェリー	0	0	16	58	22	69	15	53	15	65
	合 計	36	158	85	546	93	602	84	547	81	555

- (2) 身体障がい者に関する各種相談
身体障がい者の生活等に係る各種相談に対応している。

(単位：件)

年度 相談内容	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
就職相談	0	0	0	1	2
結婚相談	1	4	0	0	0
身の上相談	0	11	4	0	2
その他	1	6	14	14	3
合 計	2	21	18	15	7

- (3) 機能回復訓練等

札幌市内在住の18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、健康の保持促進及び障がいの悪化予防の支援を行っている。

年度 訓練項目	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
機能回復訓練	0	0	95	413	99	435	100	383	101	391
水浴訓練	0	0	0	0	0	0	※		※	
渦流浴訓練	0	0	0	0	0	0				
音声機能訓練	0	0	21	294	22	206	22	169	23	151
失語症機能訓練 言葉の教室	43	172	50	233	51	319	51	270	50	355
オストメイト 社会生活訓練	2	31	6	75	11	171	10	164	10	134
合 計	45	203	172	1,015	183	1,131	183	986	184	1,031

<機能回復訓練>

➤理学療法士による助言

毎週 火曜、木曜 午後1時から午後3時まで

➤あん摩マッサージ指圧師・鍼師・灸師による助言

毎週 火曜、木曜

午後1時から午後3時まで

※水浴訓練・渦流浴訓練について

老朽化に伴う設備の故障により事業を休止していたが、設備の復旧が見通せないことから、令和6年度途中に事業を廃止した。



機能回復訓練室

- (4) 福祉バスの運行

中型バス2台、福祉車両(車椅子移動車)1台を使用し福祉バスとして運行している。

年度 車 種	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数
大型バス	57	1,072	121	2,364	109	2,406	132	3,135	※1	
中型バス1	47	535	92	1,700	143	2,234	147	2,264	123	2,525
中型バス2	-	-	-	-	-	-	-	-	123	2,367
福祉車両1	5	25	19	76	29	139	39	180	42	74
福祉車両2	1	5	0	0	2	8	2	6	※2	
合 計	110	1,637	232	4,140	283	4,787	320	5,585	288	4,966

※1 令和7年度に大型バスを中型バスへ更新。※2 車両老朽化により福祉車両を1台廃車。

- (5) 貸室

各種会議室、研修室、体育館、卓球室、和室、料理実習室及び陶芸実習室を障がい者団体等に使用貸出しを行っている。(要事前予約)

なお、体育館と卓球室については希望する時間帯に団体使用がないときは、申請により個人使用を認めている。

6 資料（札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課統計）

【1】身体障害者手帳所持者数(部位別・等級別) 《令和8年3月31日現在》

(1) 全年齢区分合計

障害部位	障害等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	1,565	1,571	260	317	584	201	4,498
聴覚・平衡機能障害	270	1,268	525	1,588	36	1,593	5,280
聴覚	269	1,265	498	1,587	12	1,593	5,224
平衡機能	1	3	27	1	24	0	56
音声・言語・そしゃく機能障害	29	64	418	299	0	0	810
肢体不自由	8,201	8,570	5,787	10,721	4,044	2,193	39,516
上肢	5,441	4,400	1,312	918	633	683	13,387
下肢	1,709	2,632	3,551	9,752	2,811	1,505	21,960
体幹	929	1,458	894	17	591	0	3,889
運動機能	122	80	30	34	9	5	280
上肢機能	91	37	18	12	3	2	163
移動機能	31	43	12	22	6	3	117
内 部 障 害	18,173	403	4,796	5,633	0	0	29,005
心臓機能障害	11,677	164	3,280	1,452	0	0	16,573
じん臓機能障害	6,033	38	498	110	0	0	6,679
呼吸器機能障害	227	37	626	245	0	0	1,135
ぼうこう・直腸機能障害	7	14	236	3,598	0	0	3,855
ぼうこう	4	2	69	1,077	0	0	1,152
直腸	1	6	84	2,519	0	0	2,610
ぼうこう・直腸	2	6	83	2	0	0	93
小腸機能障害	29	6	15	83	0	0	133
免疫機能障害	59	122	128	129	0	0	438
肝臓機能障害	141	22	13	16	0	0	192
合 計	28,238	11,876	11,786	18,558	4,664	3,987	79,109

(2) ～17歳

障害部位	障害等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	15	4	3	3	4	1	30
聴覚・平衡機能障害	4	86	17	9	1	38	155
聴覚	4	86	17	9	0	38	154
平衡機能	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	2	5	0	0	8
肢体不自由	423	149	78	80	79	70	879
上肢	268	40	26	13	4	4	355
下肢	122	104	41	66	49	66	448
体幹	28	5	10	0	25	0	68
運動機能	5	0	1	1	1	0	8
上肢機能	5	0	0	0	1	0	6
移動機能	0	0	1	1	0	0	2
内 部 障 害	125	0	50	30	0	0	205
心臓機能障害	70	0	37	20	0	0	127
じん臓機能障害	9	0	0	0	0	0	9
呼吸器機能障害	18	0	3	3	0	0	24
ぼうこう・直腸機能障害	0	0	10	5	0	0	15
ぼうこう	0	0	2	0	0	0	2
直腸	0	0	0	5	0	0	5
ぼうこう・直腸	0	0	8	0	0	0	8
小腸機能障害	2	0	0	1	0	0	3
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	26	0	0	1	0	0	27
合 計	567	240	150	127	84	109	1,277

(3) 18歳～64歳

障害部位	障 害 等 級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	517	481	73	100	193	60	1,424
聴覚・平衡機能障害	62	565	133	152	14	268	1,194
聴 覚	61	564	127	151	3	268	1,174
平衡機能	1	1	6	1	11	0	20
音声・言語・そしゃく機能障害	5	17	75	135	0	0	232
肢体不自由	3,005	2,633	1,236	1,690	1,170	740	10,474
上 肢	1,884	1,375	495	283	206	275	4,518
下 肢	698	796	445	1,374	733	461	4,507
体 幹	315	394	275	7	224	0	1,215
運動機能	108	68	21	26	7	4	234
上肢機能	80	28	14	8	1	1	132
移動機能	28	40	7	18	6	3	102
内 部 障 害	3,831	151	882	1,277	0	0	6,141
心臓機能障害	1,547	8	470	333	0	0	2,358
じん臓機能障害	2,091	8	116	38	0	0	2,253
呼吸器機能障害	51	5	76	27	0	0	159
ぼうこう・直腸機能障害	5	6	86	674	0	0	771
ぼうこう	3	1	25	152	0	0	181
直 腸	1	2	35	520	0	0	558
ぼうこう・直腸	1	3	26	2	0	0	32
小腸機能障害	18	5	11	71	0	0	105
免疫機能障害	46	109	116	126	0	0	397
肝臓機能障害	73	10	7	8	0	0	98
合 計	7,420	3,847	2,399	3,354	1,377	1,068	19,465

(4) 65歳以上

障害部位	障 害 等 級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	1,033	1,086	184	214	387	140	3,044
聴覚・平衡機能障害	204	617	375	1,427	21	1,287	3,931
聴 覚	204	615	354	1,427	9	1,287	3,896
平衡機能	0	2	21	0	12	0	35
音声・言語・そしゃく機能障害	24	46	341	159	0	0	570
肢体不自由	4,773	5,788	4,473	8,951	2,795	1,383	28,163
上 肢	3,289	2,985	791	622	423	404	8,514
下 肢	889	1,732	3,065	8,312	2,029	978	17,005
体 幹	586	1,059	609	10	342	0	2,606
運動機能	9	12	8	7	1	1	38
上肢機能	6	9	4	4	1	1	25
移動機能	3	3	4	3	0	0	13
内 部 障 害	14,217	252	3,864	4,326	0	0	22,659
心臓機能障害	10,060	156	2,773	1,099	0	0	14,088
じん臓機能障害	3,933	30	382	72	0	0	4,417
呼吸器機能障害	158	32	547	215	0	0	952
ぼうこう・直腸機能障害	2	8	140	2,919	0	0	3,069
ぼうこう	1	1	42	925	0	0	969
直 腸	0	4	49	1,994	0	0	2,047
ぼうこう・直腸	1	3	49	0	0	0	53
小腸機能障害	9	1	4	11	0	0	25
免疫機能障害	13	13	12	3	0	0	41
肝臓機能障害	42	12	6	7	0	0	67
合 計	20,251	7,789	9,237	15,077	3,203	2,810	58,367

【2】身体障害者手帳所持者数(部位別・区別) 《令和8年3月31日現在》

(1) 全年齢区分合計

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	618	591	617	510	326	515	218	317	488	298	4,498
聴覚・平衡機能障害	448	995	794	593	384	485	264	338	531	448	5,280
聴 覚	445	989	783	585	380	478	259	334	528	443	5,224
平衡機能	3	6	11	8	4	7	5	4	3	5	56
音声・言語・そしゃく機能障害	94	111	108	100	43	89	38	64	92	71	810
肢体不自由	4,426	5,754	5,572	4,288	2,680	4,088	2,168	3,112	4,369	3,059	39,516
上 肢	1,485	1,939	1,917	1,527	846	1,387	763	1,007	1,462	1,054	13,387
下 肢	2,466	3,206	3,050	2,348	1,568	2,267	1,179	1,774	2,413	1,689	21,960
体 幹	455	570	544	389	254	403	207	316	455	296	3,889
運動機能	20	39	61	24	12	31	19	15	39	20	280
上肢機能	12	24	35	16	8	17	9	9	20	13	163
移動機能	8	15	26	8	4	14	10	6	19	7	117
内 部 障 害	3,263	4,226	4,005	3,009	1,976	3,204	1,565	2,334	3,188	2,235	29,005
心臓機能障害	1,788	2,468	2,332	1,606	1,194	1,824	929	1,380	1,735	1,317	16,573
じん臓機能障害	791	918	946	773	413	736	315	522	794	471	6,679
呼吸器機能障害	104	161	162	152	60	120	66	94	124	92	1,135
ぼうこう・直腸機能障害	431	565	465	410	268	425	222	296	452	321	3,855
ぼうこう	125	164	130	120	90	135	78	95	128	87	1,152
直 腸	297	383	320	282	170	279	142	193	314	230	2,610
ぼうこう・直腸	9	18	15	8	8	11	2	8	10	4	93
小腸機能障害	15	14	26	13	8	13	7	10	18	9	133
免疫機能障害	108	62	48	40	27	66	7	25	40	15	438
肝臓機能障害	26	38	26	15	6	20	19	7	25	10	192
合 計	8,849	11,677	11,096	8,500	5,409	8,381	4,253	6,165	8,668	6,111	79,109

(2) ～17歳

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	6	6	2	4	0	4	1	3	3	1	30
聴覚・平衡機能障害	17	39	21	15	7	4	11	10	20	11	155
聴 覚	17	39	21	15	7	4	11	9	20	11	154
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	3	1	0	0	0	0	1	2	8
肢体不自由	84	139	105	81	47	115	52	62	113	81	879
上 肢	38	56	50	25	14	53	18	17	46	38	355
下 肢	37	76	49	49	26	53	24	37	56	41	448
体 幹	9	6	6	6	6	8	8	8	9	2	68
運動機能	0	1	0	1	1	1	2	0	2	0	8
上肢機能	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	6
移動機能	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
内 部 障 害	10	36	33	15	10	29	13	8	25	26	205
心臓機能障害	8	24	21	10	6	15	6	5	14	18	127
じん臓機能障害	0	1	2	0	1	0	0	0	3	2	9
呼吸器機能障害	1	4	4	2	2	4	2	1	1	3	24
ぼうこう・直腸機能障害	0	2	3	1	0	5	0	1	2	1	15
ぼうこう	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
直 腸	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	5
ぼうこう・直腸	0	0	1	0	0	4	0	1	2	0	8
小腸機能障害	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	1	5	2	1	1	5	4	1	5	2	27
合 計	117	221	164	116	64	152	77	83	162	121	1,277

(3) 18～64歳

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	238	175	199	197	99	182	52	84	126	72	1,424
聴覚・平衡機能障害	100	267	164	137	78	114	56	62	123	93	1,194
聴 覚	99	266	160	134	77	109	54	60	123	92	1,174
平衡機能	1	1	4	3	1	5	2	2	0	1	20
音声・言語・そしゃく機能障害	33	36	27	25	15	28	9	18	19	22	232
肢体不自由	1,218	1,544	1,465	1,196	668	1,142	529	760	1,177	775	10,474
上 肢	514	670	617	528	293	472	225	318	524	357	4,518
下 肢	531	664	645	519	288	510	218	338	483	311	4,507
体 幹	158	175	157	130	78	132	72	92	133	88	1,215
運動機能	15	35	46	19	9	28	14	12	37	19	234
上肢機能	8	22	26	11	6	16	6	6	18	13	132
移動機能	7	13	20	8	3	12	8	6	19	6	102
内 部 障 害	781	902	918	714	355	708	276	382	711	394	6,141
心臓機能障害	248	378	375	246	141	263	124	153	264	166	2,358
じん臓機能障害	294	305	345	299	122	257	86	134	278	133	2,253
呼吸器機能障害	18	15	20	26	11	17	13	8	17	14	159
ぼうこう・直腸機能障害	98	119	99	89	45	87	35	58	88	53	771
ぼうこう	32	25	21	17	10	23	11	12	20	10	181
直 腸	62	90	73	68	32	61	23	44	64	41	558
ぼうこう・直腸	4	4	5	4	3	3	1	2	4	2	32
小腸機能障害	12	11	21	11	8	11	3	6	15	7	105
免疫機能障害	98	55	45	36	25	61	6	21	36	14	397
肝臓機能障害	13	19	13	7	3	12	9	2	13	7	98
合 計	2,370	2,924	2,773	2,269	1,215	2,174	922	1,306	2,156	1,356	19,465

(4) 65歳以上

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	374	410	416	309	227	329	165	230	359	225	3,044
聴覚・平衡機能障害	331	689	609	441	299	367	197	266	388	344	3,931
聴 覚	329	684	602	436	296	365	194	265	385	340	3,896
平衡機能	2	5	7	5	3	2	3	1	3	4	35
音声・言語・そしゃく機能障害	61	74	78	74	28	61	29	46	72	47	570
肢体不自由	3,124	4,071	4,002	3,011	1,965	2,831	1,587	2,290	3,079	2,203	28,163
上 肢	933	1,213	1,250	974	539	862	520	672	892	659	8,514
下 肢	1,898	2,466	2,356	1,780	1,254	1,704	937	1,399	1,874	1,337	17,005
体 幹	288	389	381	253	170	263	127	216	313	206	2,606
運動機能	5	3	15	4	2	2	3	3	0	1	38
上肢機能	4	2	9	4	1	1	1	3	0	0	25
移動機能	1	1	6	0	1	1	2	0	0	1	13
内 部 障 害	2,472	3,288	3,054	2,280	1,611	2,467	1,276	1,944	2,452	1,815	22,659
心臓機能障害	1,532	2,066	1,936	1,350	1,047	1,546	799	1,222	1,457	1,133	14,088
じん臓機能障害	497	612	599	474	290	479	229	388	513	336	4,417
呼吸器機能障害	85	142	138	124	47	99	51	85	106	75	952
ぼうこう・直腸機能障害	333	444	363	320	223	333	187	237	362	267	3,069
ぼうこう	93	138	109	103	80	112	67	83	108	76	969
直 腸	235	292	245	213	138	217	119	149	250	189	2,047
ぼうこう・直腸	5	14	9	4	5	4	1	5	4	2	53
小腸機能障害	3	3	4	1	0	2	3	4	3	2	25
免疫機能障害	10	7	3	4	2	5	1	4	4	1	41
肝臓機能障害	12	14	11	7	2	3	6	4	7	1	67
合 計	6,362	8,532	8,159	6,115	4,130	6,055	3,254	4,776	6,350	4,634	58,367

【3】補装具費支給状況 《令和8年3月31日現在》

(1) 身体障がい者

()内は修理件数、【 】内は借受け件数

交 付 品 目	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度			R 7 年度		
総 計	2,134	(1,472)	【0】	2,133	(1,563)	【0】	2,285	(1,588)	【7】	2,214	(1,648)	【0】	2,308	(1,540)	【0】
義 肢	80	(51)	【0】	81	(64)	【0】	70	(69)	【0】	78	(74)	【0】	82	(79)	【0】
義 手	12	(0)	【0】	13	(2)	【0】	2	(2)	【0】	8	(4)	【0】	6	(1)	【0】
義 足	68	(51)	【0】	68	(62)	【0】	68	(67)	【0】	70	(70)	【0】	76	(78)	【0】
装 具	900	(311)	【0】	876	(388)	【0】	1,022	(379)	【0】	934	(391)	【0】	992	(334)	【0】
下 肢	516	(176)	【0】	504	(192)	【0】	592	(185)	【0】	561	(191)	【0】	562	(172)	【0】
靴 型	353	(127)	【0】	317	(183)	【0】	381	(184)	【0】	317	(182)	【0】	376	(148)	【0】
体 幹	18	(7)	【0】	31	(11)	【0】	27	(8)	【0】	31	(15)	【0】	30	(12)	【0】
上 肢	13	(1)	【0】	24	(2)	【0】	22	(2)	【0】	25	(3)	【0】	24	(2)	【0】
盲 人 安 全 つ え	100	(1)	【0】	143	(3)	【0】	119	(1)	【0】	140	(2)	【0】	148	(3)	【0】
義 眼	7	(0)	【0】	5	(0)	【0】	6	(0)	【0】	7	(0)	【0】	6	(0)	【0】
眼 鏡	124	(5)	【0】	90	(3)	【0】	118	(7)	【0】	136	(6)	【0】	86	(4)	【0】
矯 正 眼 鏡	35	(2)	【0】	23	(0)	【0】	38	(3)	【0】	40	(3)	【0】	37	(2)	【0】
遮 光 眼 鏡	80	(3)	【0】	63	(3)	【0】	76	(4)	【0】	95	(3)	【0】	44	(2)	【0】
コンタクトレンズ	3	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】	0	(0)	【0】	3	(0)	【0】
弱 視 眼 鏡	6	(0)	【0】	1	(0)	【0】	2	(0)	【0】	1	(0)	【0】	2	(0)	【0】
補 聴 器	420	(208)	【0】	468	(187)	【0】	449	(197)	【0】	425	(207)	【0】	460	(197)	【0】
高 度 難 聴 用	320	(92)	【0】	324	(89)	【0】	335	(96)	【0】	348	(109)	【0】	344	(118)	【0】
重 度 難 聴 用	95	(110)	【0】	131	(90)	【0】	107	(93)	【0】	76	(87)	【0】	107	(72)	【0】
耳 あ な 型	5	(5)	【0】	11	(6)	【0】	7	(8)	【0】	0	(8)	【0】	8	(6)	【0】
骨 導 式	0	(1)	【0】	1	(1)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】
特 例 補 聴 器	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】	0	(0)	【0】	1	(3)	【0】	0	(0)	【0】
人 工 内 耳	0	(1)	【0】	0	(5)	【0】	0	(8)	【0】	0	(7)	【0】	0	(6)	【0】
車 椅 子	300	(622)	【0】	282	(647)	【0】	302	(634)	【0】	328	(641)	【0】	336	(618)	【0】
電 動 車 椅 子	68	(241)	【0】	63	(219)	【0】	74	(245)	【0】	50	(282)	【0】	71	(249)	【0】
歩 行 器	29	(4)	【0】	30	(4)	【0】	37	(2)	【0】	32	(2)	【0】	23	(5)	【0】
歩 行 補 助 つ え	73	(8)	【0】	67	(12)	【0】	64	(16)	【0】	49	(16)	【0】	56	(15)	【0】
座 位 保 持 装 置	23	(18)	【0】	16	(27)	【0】	12	(27)	【0】	24	(16)	【0】	29	(26)	【0】
意 思 伝 達 装 置	10	(2)	【0】	12	(4)	【0】	12	(3)	【7】	11	(4)	【0】	16	(3)	【0】
姿 勢 保 持 椅 子	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	3	(1)	【0】

(2) 身体障がい児

()内は修理件数、【 】内は借受け件数

交 付 品 目	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度			R 7 年度		
総 計	1,784	(317)	【0】	1,732	(327)	【0】	1,709	(349)	【0】	1,680	(325)	【0】	1,617	(301)	【0】
義 肢	9	(0)	【0】	2	(0)	【0】	4	(1)	【0】	2	(0)	【0】	2	(2)	【0】
義 手	5	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】
義 足	4	(0)	【0】	2	(0)	【0】	3	(1)	【0】	2	(0)	【0】	1	(1)	【0】
装 具	1,218	(61)	【0】	1,258	(65)	【0】	1,282	(88)	【0】	1,256	(60)	【0】	1,163	(63)	【0】
下 肢	725	(23)	【0】	806	(30)	【0】	822	(28)	【0】	811	(35)	【0】	700	(26)	【0】
靴 型	429	(34)	【0】	396	(33)	【0】	401	(52)	【0】	384	(23)	【0】	408	(34)	【0】
体 幹	48	(3)	【0】	42	(2)	【0】	51	(8)	【0】	44	(2)	【0】	43	(3)	【0】
上 肢	16	(1)	【0】	14	(0)	【0】	8	(0)	【0】	17	(0)	【0】	12	(0)	【0】
盲 人 安 全 つ え	6	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】	5	(0)	【0】	3	(0)	【0】
義 眼	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
眼 鏡	1	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(1)	【0】	3	(0)	【0】	4	(0)	【0】
矯 正 眼 鏡	0	(0)	【0】	2	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	2	(0)	【0】
遮 光 眼 鏡	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	1	(0)	【0】	1	(0)	【0】	2	(0)	【0】
コンタクトレンズ	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
弱 視 眼 鏡	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】
補 聴 器	45	(91)	【0】	40	(95)	【0】	16	(85)	【0】	22	(78)	【0】	49	(75)	【0】
高 度 難 聴 用	11	(26)	【0】	7	(36)	【0】	2	(27)	【0】	7	(17)	【0】	15	(25)	【0】
重 度 難 聴 用	22	(60)	【0】	15	(55)	【0】	14	(55)	【0】	7	(47)	【0】	34	(44)	【0】
耳 あ な 型	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(1)	【0】	0	(0)	【0】
骨 導 式	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(3)	【0】	1	(0)	【0】	0	(6)	【0】
特 例 補 聴 器	12	(5)	【0】	18	(4)	【0】	0	(0)	【0】	7	(13)	【0】	0	(0)	【0】
人 工 内 耳	0	(3)	【0】	0	(5)	【0】	0	(7)	【0】	0	(8)	【0】	0	(18)	【0】
車 椅 子	199	(75)	【0】	194	(69)	【0】	185	(81)	【0】	173	(81)	【0】	181	(82)	【0】
電 動 車 椅 子	9	(5)	【0】	12	(7)	【0】	7	(7)	【0】	7	(11)	【0】	11	(6)	【0】
歩 行 器	31	(2)	【0】	20	(3)	【0】	13	(2)	【0】	14	(4)	【0】	11	(0)	【0】
歩 行 補 助 つ え	7	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】	1	(0)	【0】	3	(0)	【0】
座 位 保 持 装 置	166	(68)	【0】	135	(70)	【0】	125	(57)	【0】	132	(71)	【0】	135	(38)	【0】
意 思 伝 達 装 置	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
頭 部 保 持 具	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】
排 便 補 助 具	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
姿 勢 保 持 椅 子	72	(9)	【0】	47	(8)	【0】	51	(13)	【0】	48	(5)	【0】	39	(11)	【0】
起 立 保 持 具	20	(3)	【0】	15	(5)	【0】	19	(7)	【0】	16	(7)	【0】	16	(6)	【0】

Ⅲ 知的障害者更生相談所部門

1 役割

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に設置根拠を有する行政機関であり、18歳以上の知的障がい者に関する専門的な知識・技術を必要とする相談・指導、知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定(主として療育手帳判定業務)を実施している。

当所は、精神薄弱者福祉法(現：知的障害者福祉法)の一部改正により、それまで都道府県が行っていた精神薄弱者更生相談所に関する事務が、平成5年4月1日から指定都市でも行うことができるようになったことに伴い、平成5年7月1日に北海道立心身障害者総合相談所から事務移管を受けて、札幌市が相談・判定体制等の充実を図るために設置している。

2 沿革

平成 5 年 7 月 1 日 札幌市精神薄弱者更生相談所 開設(中央区北2条西12丁目)

5 年 11 月 29 日 札幌市児童福祉総合センター(中央区北7条西26丁目)の開設に伴い同センター内に移転

6 年 7 月 1 日 愛称「手をつなぐ相談センター“まあち”」の利用開始

11 年 4 月 1 日 法律改正により、法律名称の「精神薄弱者更生相談所」から「知的障害者更生相談所」に改称

26 年 4 月 14 日 札幌市子ども発達支援総合センター(豊平区平岸4条18丁目)に移転

令和 4 年 4 月 1 日 札幌市身体障害者更生相談所と統合し、札幌市身体障害者福祉センター(西区二十四軒2条6丁目)に移転。機関名を札幌市障がい者更生相談所に改称

3 業務内容

(1) 相談・判定業務

相談・判定業務は、社会的、心理学的・職能的、医学的などの各分野にわたり、専門的な知識とチームアプローチを基に実施し、知的障がい者に対する現状の理解を深めるとともに、今後の個別的な支援についても検討する。

ア 社会的評価

ケースワーカーが当事者の社会生活能力等を把握するために、主に保護者や本人を良く知る関係者との面接を行う。面接では、主訴の確認、家族状況、生育歴、医療の状況、社会生活能力、就労状況等、社会資源の活用、その他生活状況全般を聴取し、相談面接記録票を作成する。

イ 心理学的判定、職能的判定

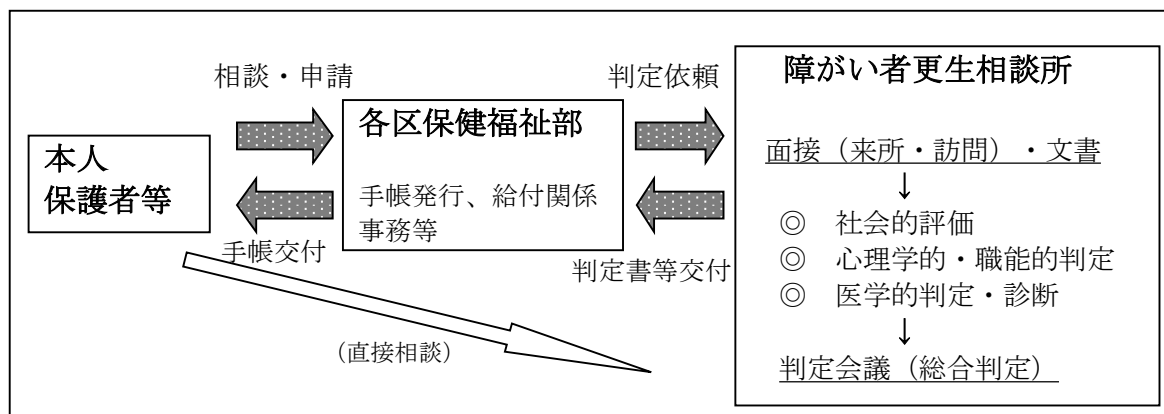
心理判定員が、当事者と直接面接して、行動観察や各種の心理検査（主に知能検査や性格検査等）を実施して判定書を作成する。事例によっては継続して個別にカウンセリング(助言)を行う。

職能的判定は、就労能力に関する評価・判定の目的で、聴き取りや調査、職業能力検査を行う。

ウ 医学的判定・診断

精神科医等が、精神医学的立場から必要に応じて臨床診断を行い、障がいの状態、合併症などについて、医学的見地に基づいて判定・診断する。

<相談・判定等の流れ>



(2) 専門相談

随時電話相談を受け付けており、知的障がい者やその保護者等が抱える問題について専門的な助言・指導を行っている。

4 判定基準・程度区分

(1) 知的障がいの定義

厚生労働省の「知的障害児(者)基礎調査」に用いた「知的障がいの定義及び判定の基準」や、AAIDD（アメリカ知的・発達障害協会）の考え方を主たる根拠としており、知的障がいの定義は、以下の3条件をすべて満たすものとしている。

- ア 発達期（概ね18歳まで）の障がいであること
- イ 知的機能障がいがあること（標準化された知能検査で測定されたIQが概ね75以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの）
- ウ 家庭又は社会生活上の適応障がいがあること

(2) 判定基準・程度区分

知的障がいの判定は、知的機能と社会生活能力を評価し、さらに合併障害や不適応行動などの特別な支援を必要とする場合は、支援の度合いを勘案の上、総合的に行う。

程度の区分は「軽度（発達障がい）」「軽度」、「中度」、「重度」、「最重度」の5区分である。なお、このほかに「非該当」、「保留」とする場合がある。

<知能指数（IQ）による程度区分>

※知的水準の区分	最重度	概ね 20以下
	重 度	概ね 21～35
	中 度	概ね 36～50
	軽 度	概ね 51～75
	軽 度（発達障がい）	概ね 76以上で「発達障がい」がある場合

(3) 療育手帳の表示と再判定

療育手帳の表示は、軽度（発達障がい）及び軽度は「Bー」（Bバー）、中度は「B」、重度及び最重度は「A」の3区分。

障がい者更生相談所で判定を実施した方の再判定（次回判定）時期は、原則として定めていない。

（障がいの状態・程度、年齢、生活状況などを勘案して設定する場合もあり得る。）

5 研修、情報提供等

各種研修に講師として職員を派遣しており、地域生活支援の視点から、知的障がい者の支援に携わる各区職員や関係機関に対し、必要に応じて技術的な援助等を行う。

研修実施状況（令和7年度）

研 修 会 名	日 程	内 容
知的障がい判定実務研修	令和7年5月28日	区担当者等に対する基礎的な判定実務等の研修
社会医学実習受け入れ	令和7年11月5日	学生に対する基礎的な判定実務等の研修
社会福祉主事実習	令和7年12月11日	資格取得にかかる実習への講師派遣
知的障がい(発達障がい)の特性に考慮した傾聴と対話術の実践研修	令和8年2月12日	区担当者等に対する実践的な相談面接技法等の研修

6 グリーンクラブ

成年期以降に初めて療育手帳を取得した場合には、本人はもちろん家族も、障がい受容や理解が困難であったり、福祉サービスの利用方法などがわかりにくい場合がある。

このため、平成11年12月から、当所の判定にて手帳を新規に取得した者とその親の会である「グリーンクラブ」を開催し、本人・家族の話し合いの場や、グループ活動、学習会などの場を提供することと併せて「グリーンクラブ通信」を発行し、情報提供に努めている。また、平成16年12月から外出の機会を増やし、交流・情報交換の機会とすることを目的に「グリーンクラブ」参加者の自主的な課外活動の場として、クラブ幹事が中心となり「ぐりーん・るーむ」を実施している。

活動状況（令和7年度）

実 施 日	内 容	参 加 人 数 (本人含む)
令和7年5月22日	グリーンクラブ例会：学習会	15名
令和7年7月17日	グリーンクラブ例会：フリートーク	8名
令和7年9月18日	グリーンクラブ例会：フリートーク	4名
令和7年11月20日	グリーンクラブ例会：フリートーク	9名
令和8年1月15日	グリーンクラブ例会：フリートーク	4名
令和8年3月19日	グリーンクラブ例会：フリートーク	6名

「グリーンクラブ通信」の発行状況

発 行 日	内 容	送 付 人 数
令和7年5月2日	前回クラブの振り返り、次回例会及び学習会の開催案内	120～130名
令和7年7月2日	前回クラブ及び学習会の振り返り、次回例会の開催案内	
令和7年9月5日	前回クラブの振り返り、次回例会の開催案内、自立支援医療(精神通院医療)制度の案内	
令和7年11月6日	前回クラブの振り返り、次回例会の開催案内、相談支援事業所ガイドブックの案内	
令和7年12月26日	前回クラブの振り返り、次回例会の開催案内、福祉ガイドの案内	
令和8年3月6日	前回クラブの振り返り、次回例会の開催案内、イベントの開催案内	

7 業務統計(令和7年度実績)

【1】 相談・判定内容別取扱件数

ア 相談内容別取扱件数(令和3年度～令和7年度)

(単位: 件)

年 度	実 施 形 態 区 分	取 扱 実 人 数	相 談 内 容									合 計
			施 設	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	他 の 相 談	療 育 手 帳			
									新 規	再 判 定	小 計	
R 3 年 度	来所	508	6	77	0	37	0	66	154	354	508	694
	訪問	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	文書	4	0	0	0	3	0	0	4	0	4	7
	合計	513	6	77	0	40	0	66	158	355	513	702
R 4 年 度	来所	599	5	89	0	46	1	108	181	418	599	848
	訪問	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	601	5	89	0	46	1	108	183	418	601	850
R 5 年 度	来所	607	10	270	40	238	3	138	225	382	607	1,306
	訪問	5	0	0	2	2	0	2	3	2	5	11
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	612	10	270	42	240	3	140	228	384	612	1,317
R 6 年 度	来所	549	2	278	33	218	5	125	213	336	549	1,210
	訪問	2	0	0	0	1	0	1	1	1	2	4
	文書	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2
	合計	552	2	278	33	219	5	127	214	338	552	1,216
R 7 年 度	来所	604	5	284	34	268	5	155	173	431	604	1,355
	訪問	2	0	0	0	1	0	1	1	1	2	4
	文書	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2
	合計	607	5	284	34	270	5	156	175	432	607	1,361

➤ 当所では平成22年度より、高機能広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー障害等と診断された方にも必要な福祉的支援を行うため、従来の知的障がいの認定基準を広げて判定を行うこととした。そのため、平成24年度には新規判定件数が383件と、相談所開設以来最多の件数となったが、その後は比較的落ち着いて推移している。

➤ 令和5年度以降は相談内容の内訳件数が前年度よりも大幅に増加しているが、これは集計方法の変更に因る影響が大きく、実際的には例年と大きな変化はない。

イ 判定内容別取扱件数（令和３年度～令和７年度）

年 度	実 施 形 態 区 分	取 扱 実 人 数	判定内容及び件数					判定書等交付件数		
			心 理 判 定	職 能 判 定	医 学 判 定	他	合 計	療 育 手 帳	そ の 他	合 計
R 3 年 度	来所	508	506	0	110	0	616	508	0	508
	訪問	1	1	0	0	0	1	1	0	1
	文書	4	3	0	0	0	3	4	14	18
	合計	513	510	0	110	0	620	513	14	527
R 4 年 度	来所	599	599	0	122	0	721	599	0	599
	訪問	2	2	0	1	0	3	2	0	2
	文書	0	0	0	0	0	0	0	16	16
	合計	601	601	0	123	0	724	601	16	617
R 5 年 度	来所	607	605	0	178	0	783	607	0	607
	訪問	5	5	0	1	0	6	5	0	5
	文書	0	0	0	0	0	0	0	18	18
	合計	612	610	0	179	0	789	612	18	630
R 6 年 度	来所	549	549	0	127	0	676	549	0	549
	訪問	2	2	0	0	0	2	2	0	2
	文書	1	1	0	0	0	1	1	16	17
	合計	552	552	0	127	0	679	552	16	568
R 7 年 度	来所	604	604	0	109	0	713	604	0	604
	訪問	2	2	0	0	0	2	2	0	2
	文書	1	1	0	0	0	1	1	18	19
	合計	607	607	0	109	0	716	607	18	625

➤判定件数は、延べ件数（一人当たり複数の判定を受けている場合がある）。

➤判定書等交付件数のうち「その他」は、情報開示、職業センターや警察等からの照会回答件数を示している。

ウ 療育手帳判定結果

区分	判定結果	判定人数	割 合
新規判定	A 重度	5	2.9%
	B 中度	15	8.6%
	B－ 軽度	145	82.8%
	非該当	10	5.7%
	保留	0	0.0%
	合 計	175	100.0%

➤新規判定では、B－判定が82.8%で最も多く、A判定は2.9%と少ない。

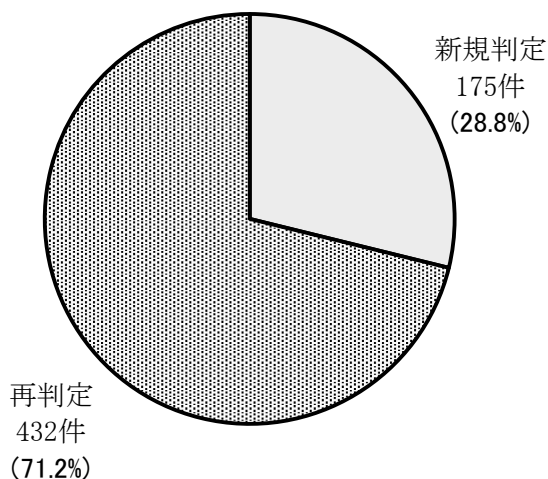
➤新規判定と再判定の割合は、例年概ね1：2程度の割合で推移しており、令和7年度は概ね1：2.5となっている。

➤再判定を行った方で、程度変更のなかった者が94.0%で、1段階変更があった者は6.0%であった。

区分	前回程度	判定結果	判定人数	比 率
再判定	A 重度	A	21	100.0%
		B	0	0.0%
		B－	0	0.0%
		非該当	0	0.0%
		保留	0	0.0%
		小計	21	100.0%
	B 中度	A	6	6.3%
		B	86	89.5%
		B－	4	4.2%
		非該当	0	0.0%
		保留	0	0.0%
		小計	96	100.0%
	B－ 軽度	A	0	0.0%
		B	16	5.1%
		B－	299	94.9%
		非該当	0	0.0%
		保留	0	0.0%
		小計	315	100.0%
	合 計		432	

療育手帳の判定区分の割合

年間判定件数：607 件



エ 障がい程度別人数

区 分	軽 度	中 度	重 度	最重度	非該当	保 留	合 計
男	276	71	15	5	6	0	373
女	172	46	8	4	4	0	234
合 計	448	117	23	9	10	0	607
割 合	73.8%	19.3%	3.8%	1.5%	1.6%	0.0%	100.0%

オ 年齢別人数

区 分	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計	割 合
男	256	43	32	33	9	373	61.4%
女	153	33	20	22	6	234	38.6%
合 計	409	76	52	55	15	607	100.0%
割 合	67.3%	12.5%	8.6%	9.1%	2.5%	100.0%	

(うち、新規判定者のみの内訳)

区 分	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計	割 合
男	31	17	24	23	9	104	59.4%
女	24	13	13	15	6	71	40.6%
合 計	55	30	37	38	15	175	100.0%
割 合	31.5%	17.1%	21.1%	21.7%	8.6%	100.0%	

カ 訪問判定実施状況

(単位：件)

訪問先	矯正施設	福祉施設	医療機関	自宅	その他	合 計
件 数	1	0	0	1	0	2

- 矯正施設入所中や障がいの状態等により来所が困難な場合などには、訪問判定を行うことがある。

【2】 心理検査実施状況件数

(単位：件)

区分	検 査 方 法	軽 度	中 度	重 度	最重度	その他	合計
知能検査	田中ビネー知能検査	5	8	1	1	0	15
	グッドイナフ人物画知能検査	112	43	5	0	2	162
	ウェクスラー成人知能検査	79	0	0	0	7	86
	鈴木ビネー知能検査	187	67	20	4	2	280
	大脇式知能検査	0	0	0	0	0	0
	コース立方体組合せテスト	0	0	0	0	0	0
	小 計	383	118	26	5	11	543
発達検査	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	0	0	0	4	0	4
	新版K式発達検査	0	0	0	1	0	1
	小 計	0	0	0	5	0	5
	そ の 他	87	3	0	0	9	99
	合 計	470	121	26	10	20	647

- 知能検査は、「田中ビネー知能検査」(全訂版、V)、「ウェクスラー成人知能検査」(WAIS-III、WAIS-IV)及び「改訂版鈴木ビネー知能検査法」を行い、発達検査は、主に知能指数の算出が困難な者に対して行っている。その他、グッドイナフ人物画知能検査も行っている。

また、必要に応じてP-FスタディやAQ日本語版(自閉症スペクトラム指数)なども行っている。

【3】 電話及び直接相談件数

(単位：件)

相 談 内 容							合 計
療育手帳	生 活	施 設	職 業	医療保健	教 育	その他	
196	45	3	5	24	1	31	305

- 電話及び直接相談は、療育手帳に関することのほか、借金、不適応行動や生活設計に関することなど、生活全般に関わる悩みに関することも多く、多種多様である。

【4】 合併障害状況等

ア 副診断件数

判 定 実 人 数			607
副 診 断 件 数	発達障害		273
	精神障害	て ん か ん	16
		総 合 失 調 症	10
		気 分 障 害	9
		そ の 他	2
	小 計		37
	身体障害	脳 性 麻 痺	8
		肢 体 不 自 由 そ の 他	7
		視 覚 障 害	1
		聴 力 障 害	2
		内 部 障 害	1
	小 計		19
	染色体異常	ダ ウ ン 症 候 群	10
		染 色 体 異 常 そ の 他	4
	小 計		14
	行動障害	注 意 欠 陥 多 動 性 障 害	44
		チ ッ ク 障 害	0
	小 計		44
	社会的機能障害	選 択 性 緘 黙	1
		コミュニケーション障害他	3
	小 計		4
	行 為 障 害		0
	そ の 他(外傷後遺症、脳腫瘍など)		13
合 計			404

➤知的機能障がい为主診断、それ以外の診断を副診断としている。

イ 他の障害者手帳所持者数

身体障害者手帳						
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
13	5	4	6	1	1	30

精神障害者保健福祉手帳				
1 級	2 級	3 級	合 計	
2	23	48	73	

➤療育手帳について判定した時点ですでに他の障害者手帳を持っている場合がある。

ウ 不適応行動

(単位：人)

手 帳 程 度		B-	B	A		その他	合 計
		軽 度	中 度	重 度	最重度		
実 人 員		448	117	23	9	10	607
不 適 応 行 動	著しい固執	268	78	16	6	9	377
	独語・独笑	58	39	11	5	1	114
	興奮・パニック	139	32	10	5	0	186
	反抗・易変・易怒	115	30	8	1	0	154
	神経性習癖	67	26	8	3	0	104
	収集癖	127	37	6	3	3	176
	自傷・破衣行為	107	27	9	4	3	150
	多 動	58	19	7	2	1	87
	睡眠障害	158	25	4	3	3	193
	他 害	58	20	11	5	0	94
	ものこわし	96	22	7	5	1	131
	常同行動	24	10	6	4	0	44
	放浪・無外・徘徊	10	6	3	0	0	19
	夜尿・失禁・漏便	15	22	13	10	0	60
	浪費・借金	199	46	3	0	4	252
	異食・過食・拒食	84	33	10	3	1	131
	無気力・寡動	115	21	7	0	4	147
	性的問題行動	15	16	2	0	0	33
	盗 み	20	8	5	2	0	35
	多 弁	143	45	5	0	3	196
	緘黙・寡黙	45	14	3	0	3	65
	虚 言	64	30	3	0	1	98
	いやがらせ	16	7	2	1	0	26
	飲酒・酒乱	20	2	0	0	0	22
	強迫症状	35	4	1	0	0	40
	その他	102	29	6	0	5	142
合 計		2, 158	648	166	62	42	3, 076

➤数値は延べ人数（一人当たり複数の不適応行動がある場合がある）。

➤手帳程度の「その他」には非該当を含む。

【5】 生活状況

ア 居住の形態

(単位：人)

手帳程度		実人数	居 住 の 形 態													
			自宅同居	自宅単身	グループホーム	障害者支援施設	精神科関連病院	通 勤 寮	下 宿	学校寄宿舎	高齢者関連施設	障害児入所施設	児童福祉施設	救護施設	その他の他法施設	その他（生活寮・雇用主等）
B-	軽 度	448	294	95	44	4	0	0	0	1	0	0	2	2	3	3
B	中 度	117	74	10	22	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
A	重 度	23	18	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最重度	9	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他		10	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		607	397	112	70	7	0	0	0	1	1	1	2	3	4	9
割 合		100.0%	65.3%	18.4%	11.5%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.7%	1.5%

➤ 療育手帳判定者の居住の形態は、自宅同居が65.3%と最多であり、続いて、自宅単身が18.4%、グループホームが11.5%の順となっている。

イ 職 歴

(単位：人)

手 帳 程 度		B- 軽 度	B 中 度	A		その他	合 計	割 合
				重 度	最重度			
就 労 中		160	17	0	0	2	179	29.5%
無 職	職歴有	167	30	2	0	6	205	33.8%
	職歴無	121	70	21	9	2	223	36.7%
	小計	288	100	23	9	8	428	-
不 明		0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計		448	117	23	9	10	607	100.0%

➤ 「就労」、「職歴」は施設、事業所等の福祉的就労を除く。

【6】 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定により、知的障がい者又はその保護者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うとともに、知的障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、知的障がいについて市民の認識や理解を深めるための関係団体との連携、援護思想の普及、福祉の増進などを職務としている。知的障害者相談員は、区保健福祉部の推薦を受け、18名（各区2名（※厚別区、手稲区は1名））に委託している。

1 活動状況

(1) 区別相談指導・その他活動件数

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別(※)	豊平	清田	南	西	手稲(※)	合計
総数	31	9	49	22	10	6	24	54	7	24	236
区別割合	13.1	3.8	20.8	9.3	4.2	2.5	10.2	22.9	3.0	10.2	100.0
1人当たり	15.5	4.5	24.5	11.0	10.0	3.0	12.0	27.0	3.5	24.0	13.1

(2) 区別相談指導件数の内訳

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
療育手帳	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2.3
施設活用	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	4.7
教育	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	4	9.3
就職	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	4	9.3
住宅	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	4	9.3
年金	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	6	14.0
医療	0	0	6	0	0	1	0	3	0	0	10	23.2
生活	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	4	9.3
家族関係	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	5	11.6
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	7.0
合計	0	2	16	2	8	2	4	4	2	3	43	100.0
区別割合	0.0	4.7	37.0	4.7	18.6	4.7	9.3	9.3	4.7	7.0	100.0	—
1人当たり	0.0	1.0	8.0	1.0	8.0	1.0	2.0	2.0	1.0	3.0	2.4	—

＜その他活動の内訳＞

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
家庭等の訪問	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15	7.8
市機関の連絡	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	8	4.1
区民生委員との連絡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
相談員との連絡	18	0	0	0	2	0	0	17	1	0	38	19.7
諸会合・行事参加	13	0	18	19	0	3	15	29	4	21	122	63.2
その他報告活動等	0	0	0	1	0	0	5	4	0	0	10	5.2
合計	31	7	33	20	2	4	20	50	5	21	193	100.0
区別割合	16.1	3.6	17.1	10.4	1.0	2.1	10.4	25.8	2.6	10.9	100.0	—
1人当たり	15.5	3.5	16.5	10.0	2.0	2.0	10.0	25.0	2.5	21.0	10.7	—

2 相談・調整件数年度推移

(単位：件)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
相談指導	135	88	65	43	43
その他活動	164	191	242	210	193
合計	299	279	307	253	236

8 資料

療育手帳所持者数(札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課統計)

【1】各区別の療育手帳所持者数

(令和8年4月1日 現在)

	各区総人口			療育手帳所持者数			手帳所持者比率(%)		
	18歳未満	18歳以上	合 計	18歳未満	18歳以上	合 計	18歳未満	18歳以上	総数
中央	26,729	219,466	246,195	429	1,506	1,935	1.6	0.7	0.8
北	38,142	244,905	283,047	864	2,619	3,483	2.3	1.1	1.2
東	33,545	227,031	260,576	937	2,790	3,727	2.8	1.2	1.4
白石	24,429	189,759	214,188	569	2,276	2,845	2.3	1.2	1.3
厚別	13,908	108,258	122,166	280	1,213	1,493	2.0	1.1	1.2
豊平	26,447	202,398	228,845	550	1,916	2,466	2.1	0.9	1.1
清田	15,387	92,453	107,840	296	922	1,218	1.9	1.0	1.1
南	15,737	116,047	131,784	401	1,403	1,804	2.5	1.2	1.4
西	28,631	190,622	219,253	556	2,062	2,618	1.9	1.1	1.2
手稲	19,173	119,633	138,806	489	1,361	1,850	2.6	1.1	1.3
総数	242,128	1,710,572	1,952,700	5,371	18,068	23,439	2.2	1.1	1.2

➤各区総人口は、住民基本台帳に基づく人口数

【2】療育手帳所持者数の推移(令和4年度～令和7年度)

(各年度末日 現在)

年度 区分	札 幌 市							
	令和4年度	割合	令和5年度	割合	令和6年度	割合	令和7年度	割合
総数	21,193	100.0%	22,004	100.0%	22,891	100.0%	23,439	100.0%
A	6,284	29.7%	6,405	29.1%	6,513	28.5%	6,573	28.0%
B	4,334	20.4%	4,380	19.9%	4,427	19.3%	4,452	19.0%
B－	10,575	49.9%	11,219	51.0%	11,951	52.2%	12,414	53.0%
18歳未満	4,983	23.5%	5,166	23.5%	5,393	23.6%	5,371	22.9%
A	1,209	24.3%	1,270	24.6%	1,309	24.3%	1,327	24.7%
B	679	13.6%	666	12.9%	679	12.6%	668	12.4%
B－	3,095	62.1%	3,230	62.5%	3,405	63.1%	3,376	62.9%
18歳以上	16,210	76.5%	16,838	76.5%	17,498	76.4%	18,068	77.1%
A	5,075	31.3%	5,135	30.5%	5,204	29.7%	5,246	29.0%
B	3,655	22.6%	3,714	22.1%	3,748	21.4%	3,784	21.0%
B－	7,480	46.1%	7,989	47.4%	8,546	48.9%	9,038	50.0%

MEMO

事業概要
令和8年度版
(令和7年度実績)
令和8年10月発行

編集・発行 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所
〒063-0802
札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号
(札幌市身体障害者福祉センター3F)
電話 身体障がい相談係 011-641-8852
知的障がい相談係 011-688-7300
FAX 011-641-8686 (両係共通)
URL <https://www.city.sapporo.jp/kosei-sodan/>

市政等資料番号	01-F04-26-2224
関係部局保存期間	1年